# 令和５年度事業計画書

社会福祉法人　清和園

基本方針

介護老人福祉施設等を取り巻く環境は、過去にない大変厳しい状況が続いており、当法人としては法人本部の機能を強化し、次代を見据えた事業推進を計るものとする。そのために、これまでの各施設主体の運営を法人本部主体に一元化し、中長期的な戦略と目標を立て、それを重視して遂行できるようにし、運営の安定を図ることとして計画的に進めてきた全会計管理が本部へ集中することになり、より本部で施設情報が共有できることになる。

本年度からセイワ習志野の通所介護事業については、定員 70 名の大型事業で続けてきたが、ここ数年稼働の低迷が続き定員 55 名の減にして回復を図りたいのと新たに習志野市から協力要請がある障害者支援のための共生型生活介護事業を通所介護に組み入れていきたい。

特に、本年度は昭和 52 年建設の特養清和園が耐震診断結果による大規模修繕が待たれており、他に汚水配管工事等も急がれている。養護・セイワ若松の空調工事も引き続き急を要しており、セイワ習志野の塩害除去吸気ファン工事等大規模な修繕も本年度予定されている。

また政府の新型コロナウイルス対策の緩和により、引き続き全職員が感染対策を徹底し、感染拡大・予防に努めながら年間通し各事業の稼働率に注視して施設の利用状況を好転できるよう努力するものとする。

特に本年度は次の事項を重点目標とし、法人組織をあげて実施していくものとする。

記

1.介護保険法対象施設について

(1)介護保険制度に伴う事業の完全実施。特に職員の賃金に大きくかかわる介護報酬の処遇改善加算及び特定処遇改善加算は職員の働く意欲を継続するもので、法人内同一の考えのもと適正に配分し、職員の定着を図る一助としたい。

稼働率について、施設はコロナ禍であっても 95%以上を、在宅は 80%以上を維持していきたい。

通所介護が１時間単位の基本報酬の設定により、帰宅が早まり減額されているため通所介護の心身機能維持などの評価を得られるよう鋭意努力をしていきたい。

特養の介護報酬改定について、今までの加算が基本サービスに入る等で基本単価が上がりましたが、新たな加算は取りづらくなり、よく精査し収入の安定を図りたい。

(2)良質なサービスを提供するために必要な措置

①良質な職員の確保と定着率の向上を目的とした職員の意識改革を図るための措置。

・新採用常勤職員に入職祝い金 5 万円支給
・新採用常勤職員に新たに独立し借家間借し生計を立てる場合、距離用件を撤廃し支度金 20 万円支給
・職員からアンケートを取り、それにより職場環境を見直し定着に努める
・産業医・衛生管理者と連携しストレスマネジメント制度を実施し、健康管理面での強化を図る。
・仕事上のコミュニケーションの円滑化
・職員の永年勤続表彰等、福利厚生を充実し働きやすい職場作りに努める
・委員会活動への参加、有給休暇の取得に伴う職員の増員検討
・社会保険へ短時間労働者週 20 時間以上の職員の加入

②職員の計画的な研修の実施

・感染症発症を想定した感染症対策研修の強化及び緊急時対応・安全な介護職の医療行為研修実施
・新人研修、中途採用職員、指導者研修、現任研修の計画的実施
・介護福祉士資格取得のため、年間通しての研修強化及び希望する職員は、実務者研修受講支援を受講料含め支援
・他の資格制度についても、援助の見直し
・非常勤職員に対する研修の徹底
・施設内研修、施設外研修への計画的実施
・各拠点の職員による研究発表会を実施

③長期的な職員確保に向けて

小学生、中学生、特に高校生に向けた本法人施設の啓蒙活動を広げ高校生の採用に繋げてきたが、今後も人手不足の折、長期的な視野に立ち地方からまた海外からの職員確保に向け、住宅等住環境を整えていきたい。法人として確保した職員が将来自信をもって介護福祉士受験できることを目指し育てていきたい。

職員内定者の事前のアルバイト等の勤務について、安心して働けるよう環境を整える。

(3)各施設間相互の財政的・人的協力を通し、各施設の適正な運営、効率化を計る

2.老人福祉法対象施設について

養護老人ホームは、契約型施設として介護保険法と深く係わっているのでそれを深く認識し、利用者が安心して安全な生活が送れるよう事業運営に当たるものとする。ここ数年は入所時点での重度者が増えてきているが、よりよいサービスが提供できるよう心がけ、今後も行政・関係機関と連携し、職員の処遇向上を図るとともに稼働を安定させ経営を維持していくことに努める。また職員の定着については、介護保険施設同様働く意欲につながる体制を進めていきたい。

(1)行政からの委託による措置施設であるが、最近は虐待によるケースや様々な理由で早期の入所を依頼されることもあり、ショートで受入れが必要とされ入所に結びつくこともあることから、あらゆる方法で入所の確保を図っていきたい。

(2)施設職員と施設外ヘルパーとの間の適正な業務調整を計り、より良質なサービスの提供と合理的な施設運営を図る。

(3)職員研修について養護職員も介護老人福祉施設の研修を継続して同様に受けていきたい。

(4)安心して自立した生活が送れるよう組織をあげて利用者の心身等に対する支援策を強化する。

(5)宿直体制について、平成 27 年度から特養は要件を満たせば宿直の必要がなくなり、現在養護を中心に職員を含め宿直しているが、人手のない夜間の緊急時に的確な対処ができるよう訓練を強化し、非常時に備えたい。

(6)利用者からの預り金管理体制について、特養は四半期ごとに残高を確認してもらう体制ができているが、養護は預かる人数と金額が多く家族のいない人もいることで複数の職員で毎日残高確認し、内部監査と称し年に一度は再度見直す体制を実施する等内部牽制を強化している。今後も預り金管理体制をオープンにし定期的に法人会議でも報告していく。

3.その他の施設について

(1)ケアハウスヴィラ清和について、老人福祉法の理念に基づき、入所者の意思及び人格の尊重を基本とし、家族を始め地域、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と連携し、適切なサービスの提供に努める。

(2)ケアハウスヴィラ美浜について、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の意思及び人格の尊重を基本とし、特定施設サービス計画に基づき個々のニーズに適したサービスの提供に努める。特に本年度は利用者の確保に向け 2 か年事業で改修工事に取り組みたい。

(3)ゆいまーる習志野グループホームについて、障害者総合支援法の理念に基づき、利用者の意思及び人格の尊重を基本とし、家族を始め地域、

保健・医療・福祉サービスの提供者と連携し、適切なサービスの提供に努める。
本年度はコロナの緩和により、外出行事等を元に戻していきたい。

4.財務の透明化（新会計基準での処理）について
事業の経営が大規模になり新会計基準により会計処理を一元化している。制度改革により、本法人は一定以上の収入がある法人として平成 29 年度より会計監査人による監査が年間通して計画的に実施され、指摘事項を速やかに改善することにより財務の透明化に努めている。今後も監査法人による監査に協力していくものとする。
(1)月次報告を会計事務所にチェックしてもらい、報告を受け正確なものにしている。更に会計の法人内部監査をチェックし機能の強化を図り、正確な会計処理に努めるとともに財務の透明化を計りホームページ等で公表している。

5.防災体制の強化（防災・防犯委員会）について
あらゆる災害を想定した防災訓練の見直し、BCP を策定しており、それを基にした訓練を法人全体で実施していく。
(1)東日本大震災を教訓に備蓄品を 7 日間分にしている。購入器具等常に使用できるよう定期的に点検等を実施し、食料品について長期にわたる場合も考慮し献立も飽きのこない内容にする等工夫したものにし、水は使いみちも多く不足しがちで大きく見直し、食数についても職員の帰宅困難者に備えた数とする。また、医薬品や関連器具なども充分に備えておく。
(2)停電等による通信機器の障害に備え、パソコンのネットワークをオンラインにしておく。
(3)法人全体が使える防災倉庫をセイワ松戸に設置しており、非常災害時必要なポータブル電源 2 台他を本部として備えている。

6.情報の発信・情報開示について（情報管理委員会）
法人・施設の情報発信・情報開示の手段として、ホームページを利用している。
外部から問い合わせも多くなっていることで、ホームページを利用し、施設からの情報発信を頻繁に更新し、施設の利用等の相談を速やかにして、職員採用に向け求人対策を強化できるように努めたい。

7.法人運営と各施設事業との調整を計る。
(1)より良い法人機能の見直しと強化のため、法人本部事務局に専従の事務員を置き、法人一括管理を計画的に進めてきて、いよいよ会計につ

いては本年度から全事業を集中管理することになり、統一した考えのもと理事長や施設管理者に本部から情報提供できる体制ができるものとする。

(2)規程については、施設ごとに解釈の違いがないよう、改正の際、規程委員会から統一された解釈通知を出し、関係職種には重ねて説明をしており、今後も実態に即した諸規程の見直しを図る。

(3)各事業の収支状況等の分析、過去との比較により経営の実態を定期的に役員等に報告する。

(4)人材確保のため公的な雇用確保手段を問わずあらゆる機会を捉え今後も取り組んでいく。

(5)EPA 及び留学制度、技能実習等、今後の外国人を雇用する手段については、情報収集に努める。

(6)現雇用者の人材育成について、コロナ禍であるため、拠点ごとに研修に努め雇用の定着を図る。

(7)新採用職員、次世代育成研修について各拠点で実施されているが、本年度は本部からの研修の強化を検討していきたい。

(8)高額な契約については、法人の契約ルールに則り、適正な価格に努めるものとする。

(9)内部監査について、監査内容を入念に作り上げ、法人内の職員による監査であり、業務管理体制の基、他の施設を監査することによる成果は上げており、今後も着実に積み上げていきたい。(施設監理委員会)

8.地域、ボランティアの効果的活用について

本法人の介護保険施設は、従来も各種ボランティアの協力を得てきたところで、コロナ禍が明けたら、より一層地域・ボランティアの協力が得られるよう認識し、施設が良質のサービスを提供し続けるためにも好ましい関係のあり方について検討を重ねていきたい。

9.感染症対策について

各種感染症の予防については、職員への研修を繰り返し実施するとともに、コロナ禍で外部からの面会は感染した施設を除きオンライン、衝立越しに消毒やマスク着用等で協力をいただいている。さらにインフルエンザは感染を防ぐため予防投与を実施している。予防対策（各施設における対応への判断目安を法人全事業共通事項とし、施設内に入る職員を含め外部の方の検温・手指消毒する等）を万全にし、徹底している所だが、感染者が出た場合事業の休止、介護体制等も考慮しておくものとする。また、ノロウイルス、疥癬、新型コロナ等の対策マニュアルについての周知徹底を図る。

(1)全職員へ感染症予防の研修を徹底し、マスク着用、手洗いの徹底、うが

いの励行等職員個々の健康管理に努める。
(2)消毒用の洗剤や清掃用具も徹底して清潔に努める。
(3)加湿器、感染源となるウイルスなどを除菌・浄化する効果のあるイオン発生機等を利用する。
(4)法人内での職員の視線体制も、養護とセイワ若松・特養清和園、セイワ美浜・セイワ習志野、ゆいまーる習志野・セイワ松戸がそれぞれ組み、お互いをサポートする体制ができているが、それより以前に拠点内でも、在宅を休止し、特養等への支援体制も考慮する。

以上により、介護と医療を一体化させ、利用者・家族の皆様に信頼していただける安全・安心で良質のサービスを提供できるよう一層の努力をしていきたい。